

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	44 件
国民年金関係	29 件
厚生年金関係	15 件

千葉国民年金 事案 3394

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私の年金記録のうち、申立期間については、当時、毎月集金人が自宅に来ていたので、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A年金事務所の国民年金手帳記号番号払出簿において、昭和36年6月3日に夫婦連番で払い出されていることから、同日に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料は納付することが可能である。

また、申立期間は加入当初の12か月と短期間であり、申立人は申立期間以降60歳で国民年金の被保険者資格を喪失するまで、保険料を全て納付しており、納付意識の高さが認められる。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳には、申立期間直後の昭和37年4月から41年3月までの保険料を納期限内に納付していたことを示すB区の検認印が確認できることを考慮すると、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から53年3月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

私は高等学校を卒業してから、父の営む事業所に携わっており、20歳になってすぐに国民年金に加入し、父が、父母の国民年金保険料と私の保険料をまとめて納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、国民年金の加入手続当初の12か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間②以降、保険料の未納及び国民年金の未加入期間はない。

さらに、申立期間②において、申立人の保険料を一緒に納付していたとする両親も同期間は納付済みとされていることから、申立人の申立期間②の保険料は納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年7月1日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出されており、前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続は同年10月頃に行われたと推認されるところ、この時点で、申立期間①のうち、52年6月以前の期間は、時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①は 51 か月と長期間であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料の納付をしていたとする申立人の父は既に亡くなっているため、申立期間①に係る加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3396

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から53年3月まで

私は、昭和52年頃に送られてきた国民年金保険料の督促状に、保険料は2年か3年を過ぎると納付ができなくなり、それ以前の年金記録が無効になるというような事が書いてあったため、慌てて納付に行ったことを覚えているので、記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月9日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出されており、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年9月頃に行われ、その際、52年8月25日に遡って被保険者資格を取得したと推認される所、加入手続を行った時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能な期間である。

また、申立期間は加入手続当初の8か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、厚生年金保険から国民年金への種別変更手続を適正に行い、加入期間において保険料を全て納付していることを考慮すると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3397

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から5年3月まで

平成4年8月に母がA市役所のB支所で私の国民健康保険の加入手続を行ったとき、市役所の職員に国民年金に加入しなければ国民健康保険に加入できないと言われて、併せて国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、母がC銀行D支店で振り込んでいたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年9月30日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出されており、その手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は5年1月頃に行われたと推認されるところ、この時点で、申立期間は保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、申立期間は加入手続当初の8か月と短期間であり、申立人は申立期間以降の保険料を全て納付している上、申立人と一緒に保険料を納付していたとする両親も申立期間は納付済みであることを考慮すると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月及び同年4月

私は、仕事を辞めて、次の仕事が始まるまでの申立期間は、国民年金保険料を毎月1万円ぐらいA町役場（現在は、B町役場）で納付したことを覚えている。前職の事業所からもきちんと国民年金の手続をするように言われており、そのとおり実行していたはずなので、申立期間の納付記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は平成8年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日で国民年金の被保険者資格を取得したことが記録されているところ、7年1月から同年3月までの国民年金保険料について8年5月29日に過年度納付を行っていること、及び申立期間のうち、同年3月の保険料分と推認できる納付書を同年7月5日に作成した記録が確認できることから、申立人の主張どおり、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、遅滞なく申立期間の保険料納付の前提となる国民年金の納付手続を行ったことがうかがえる。

また、B町は、申立期間当時、A町役場の国民年金の窓口で保険料の納付は可能であり、過年度納付についても納付書を作成しA町役場での納付が可能であったと回答しており、申立人の主張する納付状況と符合する。

さらに、申立人は国民年金の被保険者資格を喪失後に過年度納付を行い、未納期間の解消を図っており、申立期間は2か月と短期間である上、ほかに未納期間は無いことを考慮すると、申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3399

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、国民年金保険料納付記録の照会についての回答を受け取ったが、その後、家計簿を調べたところ昭和54年2月27日に、国民年金保険料の昭和52年度分として2万5,080円を納付している記載が見つかったので、申立期間の記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料は、申立人が納付したと主張する昭和54年2月の時点で、過年度納付が可能な期間であり、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人から提出された家計簿には、申立人が昭和52年度分の保険料を昭和54年2月27日に一括納付した記載があり、その記載額は申立期間の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、当時の納付方法を具体的に供述していることから、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から42年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで

私の夫が、国民年金の加入手続を行った時期は不明だが、会社を退職した昭和41年9月以降は、国民年金保険料を私の保険料と一緒に集金人に納付していたのに、同年9月から42年3月までの期間が未納とされていることは納得できない。

また、昭和46年3月又は同年4月頃にA区役所から電話があり、夫の昭和45年度分の保険料が未納となっているので納付するように言われ、「集金人に支払っており、検認印もあります。」と言っても、区役所には保険料が届いていないので納付するように催促され、仕方なく、申立人名義の小切手を区役所に持参し納付した。同年度分の保険料は重複して納付したので、保険料を還付してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の妻は、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は不明としているものの、申立人の国民年金手帳には、最初にB区の住所が記載され、次に昭和40年11月14日にA区に住所を変更したことが記載されていることから、申立人は、申立期間①以前に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立人は、申立期間①以降に未納は無く、長期にわたり国民年金保険料を納付しており、申立人の妻も国民年金加入期間の保険料を全て納

付していることから、申立人及びその妻の納付意識の高さが認められる。

さらに、申立期間①は7か月と短期間である上、一緒に納付していたとする妻は納付済みであることから、申立期間①は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人の妻は、「申立人の申立期間②の保険料は既に集金人に納付していたが、昭和46年3月又は同年4月頃に、A区役所に小切手で重複して納付した。」と主張しているが、申立人の妻が記憶している重複納付した保険料額は、申立期間②当時の保険料額と大きく異なっている。

また、申立人の妻に聴取しても、保険料を重複して納付したと主張するのみで、ほかに申立期間②の保険料を重複して納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間②の保険料を重複して納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3401

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から53年3月まで

私は、20歳当時は住み込みでA市の事業所に勤務し、その後、B市の事業所に勤務した。国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付をどこで行ったかは覚えていないが、申立期間の保険料は納付したはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日により、昭和53年7月頃に払い出され、申立人は、同時期に加入手続を行ったと推認できることから、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人は、申立期間後に未納は無く、長期にわたり保険料を納付しており、被保険者種別変更手続を複数回適切に行うなど、国民年金制度への理解及び納付意識の高さが認められる。

さらに、申立期間において同じ事業所に勤務していた申立人の姉は、「妹は、保険料をしっかりと納付していたので、納付書が届けば必ず納付していたと思う。」と述べている上、申立人の母も「保険料を納付していくのは大変かもしれないが、老後の役に立つのでしっかりと納付していきなさいと話したことがある。」と述べていることから、申立期間が8か月と短期間であることを考え合わせると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月及び同年5月
② 平成7年8月

私は、友人から国民年金保険料を納付するように言われ、平成5年4月頃その友人と国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を必ず納付した記憶があるのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、申立期間②の国民年金保険料として月額1万3,300円を納付したと述べており、当時の保険料月額とおおむね一致する。

また、申立期間②は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間②の直前である平成7年5月から同年7月までの保険料を納付していることを踏まえると、申立期間②の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

2 申立期間①については、申立人は、平成5年4月頃、友人と国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は6年11月21日にA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の第3号被保険者の該当処理日から申立人の国民年金の加入手続は7年6月頃に行われたことが推認でき、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳により同年5月25日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①は国民年金に未加入の

期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から43年8月まで
② 昭和44年10月から46年3月まで
③ 昭和47年4月から48年3月まで
④ 昭和48年7月から同年12月まで

私は、厚生年金保険に加入している会社を退職後、次に勤めた会社が厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。その後も、何度か厚生年金保険から国民年金の切替手続きを行ったが、国民年金保険料はきちんと納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、いずれも前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間③は12か月、申立期間④は6か月とそれぞれ短期間であることを踏まえると、申立期間③及び④の保険料は納付していたものと考えるのが自然である

一方、申立人の国民年金の加入手続きは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者資格取得日から、昭和46年1月頃に行われたと推認でき、その際、申立人が20歳になった42年*月*日に遡って被保険者資格を取得したことが申立人の所持する国民年金手帳から確認できることから、加入手続きを行った時点で、申立期間①は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと申述

しているところ、加入手続を行った時点では、申立期間①及び②の保険料は遡って納付することとなる上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間①及び②の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立期間①及び②は平成19年11月に厚生年金保険の記録に基づいて、国民年金の被保険者資格記録が訂正されるまでは、連続した未納期間であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年3月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年2月から56年3月まで
② 昭和57年5月
③ 昭和58年6月
④ 昭和62年3月から63年3月まで
⑤ 平成2年4月から同年8月まで

私は、昭和55年1月頃、当時居住していたA市から国民年金加入の通知が来たので、同市の出張所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、転居を繰り返していたが、それぞれ居住地の市役所及び出張所で納付しており、申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を適正に行っており、申立期間④直後の保険料は納付している上、13か月と比較的短期間であることから、申立期間④の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和56年4月頃に行われたと推認されるところ、申立人は、申立期間①の保険料をまとめて納付したことはないと申述しており、59年5月に作成されたB区の年度別納付状況リストにおいても申立期間①は未納とされている。

また、申立期間②、③及び⑤は、厚生年金保険の記録と国民年金の記録が統合処理されたことから、平成11年12月27日に国民年金の資格記録

訂正処理を行ったことにより生じた未納期間であり、この訂正処理の時点で、申立期間②、③及び⑤は時効により保険料を納付することはできない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間①、②、③及び⑤の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①、②、③及び⑤の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②、③及び⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年3月から63年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月から 47 年 5 月まで
② 昭和 47 年 8 月から 54 年 10 月まで
③ 昭和 54 年 11 月から 59 年 4 月まで
④ 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①の国民年金保険料については、A 郵便局の職員が、毎月、貯金及びその他の保険料と合わせて集金に来ており、母が納付していた。

申立期間②の保険料については、結婚後、昭和 47 年 8 月から 50 年 12 月まで夫と一緒に B（国名）に居住していたが、帰国後、C 市に居住していたとき、海外居住期間の保険料と帰国後の保険料を夫の分と一緒に分割して数回納付した。

申立期間③及び④の保険料については、夫が事業所を退職後、毎月私と夫の保険料を一緒に納付していたが、夫は納付済みとされ、私の分だけが未納とされていることはあり得ず、いずれの申立期間も未加入及び未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④については、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、3 か月と短期間である上、申立人が保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も納付済みであることから納付していたものとするのが自然である。

2 申立期間①、②及び③については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 8 月 21 日に C 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、

申立人の手帳記号番号より後の任意加入被保険者の資格取得日が同年9月25日であることから、申立人が同年8月から同年9月までの間に加入手続を行ったことが推認でき、この時点で、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であること、及び申立期間③は時効であることから、制度上、それぞれの保険料は納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和44年8月頃に申立人の母が国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間③については、申立人は、昭和58年度の家計簿を所持しており、夫婦一緒に保険料を納付していたと申述しているところ、家計簿には一人分の保険料額が記載されていることから、夫婦二人のオンライン記録から判断すると夫の保険料に係る記載であると推認できる。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から63年3月まで

私は、昭和62年6月20日に会社を辞め、翌日、母と一緒にA市役所へ行き、国民年金の加入手続を行い、持参した年金手帳に国民年金記号番号を記入してもらった。国民年金保険料は、B銀行C支店で納付した。私の年金記録が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年9月16日にA市へ払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の手帳記号番号の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は62年7月頃に行われたものと推認できる上、申立人が所持する年金手帳には、国民年金記号番号が記載され、「国民年金の記録(1)」欄にはA市のゴム印があることから、申立人が加入手続を行ったことは明らかであり、申立人の主張とおおむね一致する。

また、オンライン記録において、申立人の手帳記号番号に係る国民年金の記録が確認できないが、上記事実を踏まえると、行政側に記録管理の不備があったことがうかがえる。

さらに、申立期間は10か月と短期間である上、申立人は、申立期間当時の加入手続及び納付状況を具体的に記憶していることから、申立期間の国民年金保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3407

第1 委員会の結論

申立人の平成12年12月から13年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月から13年5月まで

私は、会社を退職した際の厚生年金保険から国民年金への切替手続きが遅れ、国民年金保険料の滞納があったが、振込督促状のような用紙が届いて、私の母がA銀行B支店で5、6万円の保険料をまとめて納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期間であり、申立人は申立期間の後に未納が無く、付加保険料を納付するなど納付意識の高さが認められる。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付が遅れたことにより、振込督促状の用紙が届いたので、申立期間の保険料として5、6万円を申立人の母がA銀行B支店でまとめて納付したと具体的に申述しており、当時の保険料額及び納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人に保険料の納付を奨め、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、国民年金被保険者期間において未納は無く、前納制度を利用した納付及び付加保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 43 年頃に A 市で国民年金の加入手続を行って以降、国民年金保険料の現年度納付を続けており、55 年 1 月から同年 3 月までの期間についても納付したはずであり、申立期間①が未納、申立期間②が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和 51 年 4 月以降、60 歳になって国民年金の被保険者資格を喪失するまで、申立期間②を除き、未納及び未加入の期間は無く、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は任意加入して納付済みであり、納付意識の高さが認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る任意加入被保険者資格の取得及び喪失手続を行った覚えは無いと述べている上、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」の欄には、申立期間②に係る資格取得日及び資格喪失日は記載されておらず、行政側の記録管理が正しく行われていなかったことがうかがえることから、3 か月と短期間である申立期間②の保険料は納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は昭和 43 年頃に国民年金の加入手続を行い、保険料を現年度納付していたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及び前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は 51 年 5 月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、同時点で申立期間①の過半にあたる 49 年 3 月以前の保険料は時効により納

付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から9年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、年金記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年12月から9年2月まで

私は、A県B市に所在していた大学に通うため、住民票の住所は実家に置いたまま同市で下宿していたが、20歳になったときC町役場から国民年金加入勧奨のはがきが来たので母が同役場に出向き、国民年金の加入手続と経済的に負担があるため学生免除の手続を行ってくれ、その後も毎年免除申請を行ってくれていたのに、申立期間が未納とされているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、申立人が20歳になったとき国民年金の加入手続及び学生免除の申請を行い、その後も毎年学生免除の申請を行っていたと申述しているところ、C町役場に保管されている当時の申立人の国民年金加入勧奨返信はがきに、同役場が平成8年1月に返信はがきを受理した印があること、及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日より加入手続は同年1月に行われたことが推認できる。

また、申立人の母は、多数回に及ぶ申立人の国民年金被保険者資格変更手続を適切に行っている上、申立人の年金記録は平成9年3月から卒業する11年3月までは学生免除期間となっており、申立人の妹も20歳から学生免除を受けている。

さらに、申立人の妹は「母と一緒にC町役場に行き、母が兄の学生免除申請を行っていた。」と証言している上、申立期間は15か月と比較的短期間であることを踏まえると、申立期間は免除申請されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3410

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 45 年 7 月から 46 年 6 月まで
③ 昭和 47 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 40 年に A 社を退職後、同年 8 月に国民年金に加入し 44 年 6 月まで国民年金保険料を納付していた。その後、B 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、45 年 7 月の退職と同時に C 区役所で国民年金への切替手続きを行い、私が夫婦二人分の保険料を納付していたのに、申立期間が未納及び未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、3 か月と短期間であり、前後の期間は付加保険料を含めて納付済みであることから、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

2 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の夫と連番で払い出されており、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 44 年 3 月に国民年金の加入手続きを行い、A 社を退職した 40 年 8 月 1 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと推認でき、加入手続き時点で、申立期間①のうち、41 年 12 月以前は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、オンライン記録において、申立期間①の保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も未納であることが確認できる。

申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳において、申

立期間②に係る被保険者資格の取得及び喪失の記載は無く、オンライン記録及び特殊台帳とも一致することから、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンライン記録、特殊台帳及び上記年金手帳において、特例納付制度を利用して、申立期間①及び②の保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間①及び②の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立のうち、昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から45年3月まで
② 平成元年9月から同年12月まで
③ 平成7年10月から8年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料をA町役場で妻の分と一緒に納付したはずであるのに、未納とされていることは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、国民年金被保険者名簿により、申立人は厚生年金保険と国民年金の切替手続を行い、国民年金被保険者の資格を取得していることが確認できる上、一緒に国民年金保険料を納付していた申立人の妻は納付済みであり、申立期間②は4か月と短期であることを踏まえると、申立人は申立期間②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

2 申立期間①については、オンライン記録において、未納と記録されており、当該記録はA町の国民年金被保険者名簿と一致する上、一緒に納付したとする申立人の妻は、特殊台帳において未納であることが確認できることから、申立人が申立期間①の保険料を納付していたとは推認できない。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、オンライン記録において、申立人が国民年金被保険者の資格を取得したことは確認できず、A町が管理する被保険者記録と一致することから、申立期間③は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、一緒に納付したとするその妻も未納であることが確認できる。

また、申立人が申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年9月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社事務所における資格取得日に係る記録を平成7年9月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月15日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和44年4月1日に入社し、平成16年7月31日に退職するまで継続して勤務した。7年9月15日に同社本社事務所に異動し、B社に出向したが、同年9月の厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書、A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（平成7年9月15日に同社C事務所から同社本社事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年9月の給与明細書に記載された総支給額から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該事業所が保管する健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、事業主は健康保険組合に対し申立人のA社本社事務所における健康保険被保険者の資格取得日を平成7年10月1日と届け出ていることが確認できることから、厚生年金保険についても同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成3年9月から5年5月までの期間及び同年12月から8年3月までの期間を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から8年4月1日まで

私は、A社に昭和55年3月から平成8年3月まで勤務していたが、厚生年金保険の標準報酬月額が、3年9月は14万2,000円、同年10月から8年3月までは15万円となっている。しかし、実際の報酬月額は提出した給料支払明細書（平成6年4月から同年9月まで及び同年11月）のとおり、15万円以上であったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年4月1日から同年12月1日までの期間については、申立人から提出されたA社発行の給料支払明細書により、申立人が主張するとおり、標準報酬月額32万円に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間のうち、平成3年9月1日から5年6月1日まで、同年12月1日から6年4月1日まで、同年12月1日から8年4月1日までの期間については、申立人から提出された預金通帳により、当該事業所が社会保険事務所（当時）に届け出ている標準報酬月額に見合う額以上の給与が支給されていたことが確認できるところ、当該振込額と、上記給料支払明細書のある期間の振込額に、ほとんど差は認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年

9月から5年5月までの期間及び同年12月から8年3月までの期間において、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給料支払明細書から確認できる保険料控除額及び預金通帳から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が、申立期間について長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書から確認できる保険料控除額及び預金通帳から推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成5年6月1日から同年12月1日までの期間については、その前後の期間において推認される保険料控除額から判断すると、標準報酬月額32万円に見合う保険料が控除されていた可能性は否定できない。

しかし、申立人の預金通帳に給与として記載されている振込額は、その前後の期間が毎月約27万円となっているのに対し、当該期間は約15万円から20万円であり、標準報酬月額32万円に見合う保険料が控除されたとは認め難いことから、当該期間における保険料控除額について確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和47年4月1日からA社に勤務し、53年2月1日にB社C事業所に異動した。これはグループ会社間における転勤であり、退職したということではない。この間も給与は支給されており、厚生年金保険料も控除されていたと認識しており、厚生年金保険の被保険者記録が1か月欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された当該事業所の社員台帳の職務歴から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和53年2月1日にA社からB社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「申立人は、昭和53年1月31日は当社に在籍しており、資格喪失日を誤って届け出たと思われる。」と回答していることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において標準賞与額 50 万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、50 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 19 日

私の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、平成 20 年 12 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者記録から欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 20 年 12 月 19 日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、当該期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

当該申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てしているところ、申立人から提出された平成 20 年 12 月 19 日支給の賞与明細書によると、標準賞与額 50 万円に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額を 50 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年4月20日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年4月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,800円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和25年1月1日から同年7月1日までの期間について、A社B支店に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、同社B支店における資格喪失日（25年1月1日）及び資格取得日（25年7月1日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年4月20日から同年5月1日まで
② 昭和25年1月1日から同年7月1日まで

私は、終戦後の昭和23年6月に外地から復員し、同年8月からA社B支店に復職し63年6月まで同社に勤務した。厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間が未加入となっていることが判明した。継続して勤務していたことは間違いないので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社から提出された申立人に関する人事記録により、申立人が、当該期間において同社B支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、複数の元同僚は、「申立人は、申立期間において継続してB支店に勤務しており、長期間休んでいたような記憶は無い。」、「当時は、

1階がB支店で、2階、3階に本社があり、申立人はB支店に継続して勤務していた。」「申立人とは独身寮で一緒だった。私が退職した昭和26年まで継続して勤務していた。」とそれぞれ供述している。

さらに、申立人は、「昭和23年8月1日からA社B支店に勤務していた。」と申述しているところ、オンライン記録において、申立人は、23年8月1日から24年4月20日までA社で厚生年金保険に加入していることが確認できるが、申立期間①については、同社B支店は24年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

しかしながら、当該事業所は法人の事業所であり、新規に厚生年金保険の適用事業所となったときの被保険者数は28人いることが確認できることから、申立人及び元同僚は、同社B支店の従業員数について「15人から20人ぐらいいた。」と供述していることから、当該期間においてA社B支店は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和24年4月20日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和24年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,800円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は、当該期間のうち昭和24年4月20日から同年5月1日までの期間において適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行ってなかったと認められることから、事業主から社会保険事務所に対し申立人の同年4月20日を被保険者資格取得日とする届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人は、オンライン記録によると、A社B支店において、昭和24年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年1月1日に被保険者資格を喪失後、同年7月1日に同社において再度資格を取得しており、同年1月から同年6月までの期間の被保険者記録は確認できない。

しかし、A社から提出された申立人に関する人事記録により、申立人が、当該期間において同社B支店に継続して勤務していたことが確認できるところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録では、同社B支店での資格取得日は「24年5月1日」と記載され、資格喪失日は、判別が難しいものの、喪失原因「C移管」（C社会保険事務所（当時）の設置は昭和25年8月1日）、資格期間「15」と記載されていることから25年8月1日であると推認できる上、同日付けで同社B支社において資格を再取得していることが確認できることから、同社B支店において同年1月1日に資格を喪失し、同年7月1日に資格を取得する合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所における記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間当時、A社B支店に継続して勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人の同社B支店における資格喪失日（昭和25年1月1日）及び資格取得日（25年7月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和51年12月1日から52年4月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間、同年11月1日から53年1月1日までの期間、平成12年10月1日から同年11月1日までの期間、15年4月1日から同年5月1日までの期間及び16年9月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和51年12月は30万円、52年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月、同年6月及び同年11月は26万円、同年12月は28万円、平成12年10月及び15年4月は41万円並びに16年9月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月1日から平成21年5月13日まで
私は、当時勤務していたA社で昭和51年7月に厚生年金保険の被保険者資格を取得して、その後、平成6年11月に関連会社のB社に移籍して同社を21年5月に退職するまで継続して勤務しており、その期間の給与明細書も持っている。社会保険事務所（当時）に届けられた私の標準報酬月額と実際に支給された給与の額が大きく違う月があるので、調査の上、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和51年7月1日から平成21年5月13日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅してい

た期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、昭和51年7月1日から平成20年6月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、同年6月1日から21年5月13日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているところ、申立期間のうち、昭和51年12月から52年3月までの期間、同年6月、同年11月及び同年12月、平成12年10月及び16年9月については、申立人が所持するA社及びB社の給与明細書により、申立人が、当該各月においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成15年4月については、申立人が所持するB社の給与明細書により、申立人が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該報酬月額から算定される標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与明細書により、昭和51年12月は30万円、52年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月、同年6月及び同年11月は26万円並びに同年12月は28万円に、B社の給与明細書により、平成12年10月及び15年4月は41万円並びに16年9月は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料のそれぞれの事業主による納付義務の履行については、給与明細書において保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が、当該期間について長期間にわたり一致していないことから、それぞれの事業主は、給与明細書において保険料控除額に見合う報酬月額を

社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、それぞれの事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和 51 年 7 月から同年 11 月までの期間、52 年 4 月及び同年 5 月、同年 7 月及び同年 8 月、同年 10 月、53 年 1 月から平成元年 5 月までの期間、同年 7 月から 12 年 9 月までの期間、同年 11 月から 15 年 3 月までの期間、同年 5 月から 16 年 8 月までの期間、及び同年 10 月から 20 年 5 月までの期間については、申立人から提出された給与明細書から、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 52 年 9 月及び平成元年 6 月については、申立人は給与明細書を所持していないため、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

このほか、申立期間のうち、昭和 52 年 9 月及び平成元年 6 月について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 52 年 9 月及び平成元年 6 月については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立期間のうち、平成 20 年 6 月から 21 年 4 月までの期間については、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 20 年 4 月から 21 年 3 月までの期間において、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから（支給総額では標準報酬月額を上回る月もあるものの、非固定的賃金の変動であるため随時改定に該当せず。）、当該期間に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和43年10月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月23日から同年10月21日まで

私の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社の加入期間が11か月となっているが、企業年金連合会老齢年金証書に記載されている加入期間は16か月となっており、双方の加入期間に矛盾がある。厚生年金保険の加入が無ければ企業年金の加入は法的に不可のはずであり、加入月数の相違点を踏まえ調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和43年4月23日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の「標準報酬月額の変せん欄」に「43.10、48千円」の記載が確認できることから、申立人に係る昭和43年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（昭和43年10月）が提出されていたものと認められる。

さらに、申立人の上記厚生年金基金における加入員資格の喪失日は昭和43年10月21日となっており、同厚生年金基金では、「昭和42年6月の基金設立時から届出用紙は複写式であった。」と回答していることから、A社が社会保険事務所に提出した資格喪失届は、同厚生年金基金に提出さ

れたものと同一のものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和 43 年 10 月 21 日に申立人が被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る厚生年金基金の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 10 日

私は、前回の申立てにおいて、A社における平成 17 年冬の賞与についての記録が訂正されたが、その後、20 年夏の賞与の記録も無いことが分かり、そのときの賞与明細書を提出するので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 20 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び賞与明細書（控）により、申立人は、平成 20 年 7 月 10 日に当該事業所から 30 万円の賞与を支給され、その標準賞与額に見合う厚生年金保険料より高額な保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに対応する標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、平成 20 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び賞与明細書（控）により、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和35年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月21日から同年11月1日まで

私は、A社に昭和35年3月2日に入社して以降、37年6月15日まで同社に勤務していたが、途中退社が無いにもかかわらず、35年6月21日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険被保険者の記録が空白となっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたD社（同社はA社を吸収合併。現在は、C社）人事発行の人事記録票（写）及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記人事記録票（写）及び元同僚の証言から、昭和35年6月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和35年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料等が無いため不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと

判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を平成5年7月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは30万円、同年10月から8年7月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から8年8月30日まで
私の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が全て9万2,000円と記録されているが、実際の給与支給額に相当する訂正前の標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年7月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは30万円、同年10月から8年7月までは32万円と記録されていたところ、当該事業所が同年8月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の同年9月2日付けで、5年7月から8年7月までの期間について、遡及して標準報酬月額を9万2,000円に引き下げる処理がなされていることが確認できる。

また、当該事業所に係る登記簿謄本によると、申立人は平成2年2月28日から6年3月30日までの期間において取締役であったことが確認できるが、当該遡及訂正処理前に取締役を退任しており、4年2月27日から6年3月30日までの期間、当該事業所の取締役であった元事業主の実兄は、「申立人は社会保険の手續に全く関与していなかった。」と供述している上、社会保険事務を担当していた元部長は、「社会保険事務については、自分自身を含めた事務担当者が行っていたものの、権限は社長にあった。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与して

いないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の標準報酬月額は、平成5年7月から同年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは30万円、同年10月から8年7月までは32万円に訂正することが必要である。

千葉厚生年金 事案 3360

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所（現在は、C社）における資格取得日は昭和41年7月25日、資格喪失日は同年9月30日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 不明
② 不明
③ 昭和41年7月25日から同年9月30日まで

私は、勤務時期の記憶ははっきりしないが、D県E郡F町（現在は、G市）にあったH事業所に3年から5年間ぐらい、別の時期には同県E郡I町（現在は、G市）にあったJ社（現在は、K社）に1年ぐらい、勤務していたはずである。また、昭和41年7月25日から同年9月30日までの期間、A社B事業所にL（職種）として勤務していたはずなので、それぞれの事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、「昭和41年7月25日から同年9月30日までの期間、A社B事業所にL（職種）として勤務していた。」と申述しているところ、同社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人と氏名が一字異なり、生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日：昭和41年7月25日、資格喪失日：同年9月30日）が確認できる。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は、資格取得日が昭和41年7月25日、離職日が同年9月29日であることが確認で

き、当該厚生年金保険被保険者記録と符合する上、申立人は当該事業所における職務内容について具体的に供述していることを考え合わせると、当該厚生年金保険被保険者の記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 41 年 7 月 25 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 9 月 30 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①について、申立人は、「勤務した時期ははっきりしないが、D 県 E 郡 F 町にあった H 事業所に 3 年から 5 年間ぐらいは勤務していた。」と申述している。

しかしながら、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、所在地を管轄する法務局においても「H 事業所」という名称の事業所の商業登記は確認することができない。

また、当該事業所に勤務した時期について、申立人の記憶は曖昧である上、元事業主の氏名の一部しか記憶しておらず、元同僚の氏名も記憶していないことから、元同僚等に聞き取り調査をすることができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立人は、「勤務した時期ははっきりしないが、D 県 E 郡 I 町にあった J 社に 1 年ぐらいは勤務していた。」と申述している。

しかしながら、当該事業所は、平成 5 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記により同年 9 月 30 日に解散し、6 年 4 月 1 日に清算終了していることが確認できる。

また、K 社は、「J 社は、既に清算済みであり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答している。

さらに、当該事業所に勤務した時期について、申立人の記憶は曖昧である上、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、元同僚 6 人に申立人の勤務実態等について照会し、そのうち 3 人から回答があったものの、全員が「申立人のことは記憶に無い。」と回答している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和43年12月20日、資格喪失日は44年2月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月20日から44年4月1日まで
私は、年金事務所から厚生年金保険の加入記録について連絡を受け、A社における厚生年金保険の加入記録があるらしいと聞いたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人と氏名の漢字が一字異なり、生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日：43年12月20日、資格喪失日：未記載）が確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る社員名簿により、申立人は当該事業所に昭和43年12月20日に入社し、44年1月31日に退職していることが確認できる上、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、事業主は申立人が43年12月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44年2月1日に資格を喪失した旨の届出を行ったことが確認できることから、当該未統合記録に係る資格喪失日は同年2月1日と認められ、かつ当該未統合記録は申立人の記録であると判断することができる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合記録の昭和43年12月の記録から、2万円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 44 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、上記社員名簿において、申立人は同年 1 月 31 日付けで退職していることが確認できる上、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を有する 5 人に照会したが、申立人の勤務期間について具体的な供述は得られない。

また、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和49年5月から同年10月までは7万6,000円、同年11月から50年7月までは7万2,000円、同年8月は9万8,000円、同年9月は7万2,000円、52年6月及び同年7月は12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月1日から52年8月26日まで

私がA事業所に勤めていた昭和45年9月1日から52年8月26日までの期間について、厚生労働省で記録されている標準報酬月額は、私が実際に支給されていた給料に見合う標準報酬月額と比べて低いので、調査してその記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる健康保険料及び厚生年金保険料の控除額（その記載により当月控除であると推認できる。）から、申立期間のうち、昭和49年5月から同年10月までの期間は7万6,000円、同年11月から50年7月までの期

間は7万2,000円、同年8月は9万8,000円、同年9月は7万2,000円、52年6月及び同年7月は12万6,000円にすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としているが、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年9月から49年4月までの期間及び50年10月から52年5月までの期間については、給料支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、昭和52年8月については、給料支払明細書から、同年8月の保険料が控除されていることが確認できるが、厚生年金保険法第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ、申立人の資格喪失日は同年8月26日であることから、同年8月は当該事業所における厚生年金保険の被保険者期間とならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年7月14日

私は、平成18年7月14日にA法人B事業所から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているのに、その賞与の年金記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された賃金台帳及び申立人から提出された平成18年7月14日に支給された賞与に係る給与明細書から、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の申立期間に係る賞与支払届を年金事務所に届け出ていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉国民年金 事案 3412 (事案 2384 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 45 年 3 月までの期間及び同年 12 月から 47 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 45 年 12 月から 47 年 6 月まで

昭和 37 年頃、次男のクラスメートの母と年金の話になったときにその母の夫から「年を取ったとき、たとえ少なくとも国の年金を掛けておくことは、子供たちから 1,000 円の小遣いをもらうよりいいと思うから入っておくと良い。」と言われ、国民年金に加入したことを明確に記憶しており、申立期間が未加入とされていることは納得できないので再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) 申立人は、昭和 36 年から 37 年頃に国民年金の加入手続を行い、36 年 4 月から 45 年 3 月までの期間及び同年 12 月から 47 年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたと主張するところ、36 年 12 月から 1 年間において A 区役所に払い出された国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は確認できない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 6 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、昭和 37 年頃、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申

立人の所持する年金手帳により、47年7月26日に国民年金に任意加入していることが確認でき、当該資格取得日は特殊台帳及びオンライン記録と一致することから、取得日以前である申立期間については、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、年金事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和36年9月20日から38年6月27日までの期間にA区に払い出された手帳記号番号の縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が申立期間において国民年金に加入したとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料の納付については、納付をうかがわせる新たな資料は提出されておらず、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年3月までの期間及び4年6月から5年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月から3年3月まで
② 平成4年6月から5年12月まで

私は、平成6年1月頃、結婚相手と一緒にA市B区役所に出向き、それまで未納であった申立期間②の国民年金保険料を窓口で一括納付した。納付したことを結婚相手の家族に報告したことが記憶にあり、申立期間②が未納とされていることは納得できない。

また、後に判明した申立期間①の保険料も納付したはずなのに未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、平成9年1月の基礎年金番号制度導入前の期間であり、国民年金の加入時において、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②については、申立人は平成6年1月頃区役所で申立期間②の保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳には手帳記号番号及び国民年金被保険者となった日が記載されておらず、申立期間②については基礎年金番号制度導入後に遡及して国民年金被保険者の資格を取得したものと推認できることから、同年1月の時点では国民年金に未加入の期間であり、申立人が申立期間②の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は国民年金の加入手続、保険料の納付時期及び納付場所についての記憶が明確ではなく、加入手続及び保険料の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3414 (事案 732 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から50年3月まで

私の昭和38年1月から50年3月までの国民年金保険料については、集金に来ていたA町役場(現在は、B市役所)の職員に納付していたのに、未納とされていることは納得できないので再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) 申立人は、昭和39年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料を現年度で納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年5月以降に社会保険事務所(当時)からC郡A町(現在は、B市)に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できる上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付時期等の記憶が明確ではなく、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月5日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、改めて、申立期間の保険料を集金に来ていた役場の職員に納付していたと主張しているところ、申立人の手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から昭和50年10月頃に払い出され、同時期、国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、加入時点において、申立期間の過半である48年6月以前の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間は、147か月と長期間である上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付時期等について記憶が定かではなく、加入状況及び

保険料の納付状況は不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人からは申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料は提出されておらず、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3415

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から同年12月まで

私は会社を退職した平成6年3月頃、市役所で国民年金の加入手続きを行い、自宅に郵送されてきた納付書で国民年金保険料を納付していた。請求があれば必ず納付していたので申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成6年3月頃に市役所において国民年金の加入手続きを行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の被保険者の資格記録等から7年2月から同年3月に払い出されたことが確認でき、申立人は同時期、国民年金の加入手続きを行ったものと推認できる上、申立人が所持する年金手帳の「被保険者となった日」は同年1月1日と記載されており、当該資格取得日はオンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 61 年 9 月までの期間、同年 11 月から同年 12 月までの期間及び 62 年 2 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 9 月から 61 年 9 月まで
② 昭和 61 年 11 月から同年 12 月まで
③ 昭和 62 年 2 月から 63 年 3 月まで

私が 25 歳になった頃、両親から国民年金の加入を勧められ市役所の出張所で加入手続を行った。申立期間①、②及び③の国民年金保険料を 1 か月分ずつ納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、25 歳になった昭和 60 年*月頃、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、62 年 10 月に A 市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、前後の被保険者の資格記録等により、申立人は 63 年 5 月頃に加入手続を行ったものと推認できることから、申立人の申述内容とは相違する。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①、②及び③の保険料は、申立人が加入手続した時点において、一部の期間は時効により保険料を納付することができず、過年度納付が可能な期間についても、申立人は遡って納付したことは無いと申述している上、オンライン記録によると、平成元年 1 月及び同年 2 月の還付充当決議により、申立期間②前後の昭和 61 年 10 月及び 62 年 1 月の保険

料が充当されていることが確認でき、還付充当処理が行われた時点まで当該充当期間は未納であったと推認できることから、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3417（事案 2845 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から60年3月まで

私は、父に国民年金の加入を勧められ、20歳になった昭和56年*月かその翌月頃に、市役所の支所で加入手続を行い、国民年金保険料を同支所で滞ることなく納付していた。記録上納付が始まっている60年4月頃から、急に納付を始めるような生活の変化が無かったこと、及び当時はまだ知り合っていなかった夫の納付記録が私と同様に60年4月から納付となっていることは不審であり、申立期間が未納とされていることは納得できないので再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、20歳になった昭和56年*月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、61年2月以降に払い出されていることが確認でき、同時期以降に加入手続を行ったと推認できることから、申立人の主張と相違していること、ii) 申立人の手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の過半である58年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することができないこと、iii) 国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより申立人の旧姓での縦覧調査を行った結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年10月6日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、改めて、国民年金の加入手続を行った20歳から保険料を納付したと主

張しているところ、年金事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和56年から57年にA市に払い出された手帳記号番号の縦覧調査を行った結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が当該期間において国民年金に加入したとは考え難い。

また、申立期間の保険料の納付については、納付をうかがわせる新たな資料は提出されておらず、当該主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から同年3月までの期間、同年6月から7年2月までの期間及び8年4月から9年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月から同年3月まで
② 平成6年6月から7年2月まで
③ 平成8年4月から9年1月まで

私は、申立期間当時、パート勤めをしており、夫は自営業であったため、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納及び未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録において、時効後の納付を理由とする平成9年5月の還付、充当決議により、国民年金保険料の一部が7年4月分に充当され、差額の保険料は還付されていることが確認できることから、申立期間①の保険料は時効が到来するまで未納であったことが推認される。

また、申立期間③については、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄において、申立期間③に係る被保険者記録は記載されておらず、オンライン記録においても資格記録は見当たらないことから、申立期間③は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を申立人の夫の分と共に納付したと申述しているところ、オンライン記録によると、申立人の夫の保険料は未納であることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは推認できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年11月まで
平成7年12月頃、A市の年金説明員の訪問を受け、国民年金制度の説明を聞いた母が年が明けてすぐに市役所に連絡し、私の国民年金の加入手続きを行い、それまで未納であった国民年金保険料を全て納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により平成8年10月22日に払い出されていることが確認でき、同時期に国民年金の加入手続きが行われたことが推認できることから、加入時点において、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母は、加入手続き及び保険料の納付時期に係る記憶が曖昧であり、具体的な保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3420

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から52年3月まで

私は、昭和51年10月に結婚し、52年頃A市に転居したときに夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その際に、職員から国民年金保険料は5年間遡って20歳から納付する義務があると説明を受け、父から20万円を借り、20歳に遡って夫婦二人分の保険料を一括納付した。現在でも「5年間遡って」との言葉が強く残っており、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った際に、職員から、国民年金保険料は20歳から納付する義務があると説明を受け、遡って夫婦二人分の保険料を一括納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和53年1月頃に夫婦連番で払い出されたことが確認でき、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったと推認されることから、加入手続を行った時点において、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない上、当時は特例納付実施期間ではないため、5年も遡って保険料を納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は62か月と長期間である上、保険料を一緒に遡って納付したとする申立人の妻も20歳から未納となっていることから、夫婦二人分の保険料を一括納付したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から60年3月まで

私は、昭和55年2月からA（職種）をしており、その後B事業所でC（職種）となり、C（職種）としての雇用契約には国民年金への加入が条件の一つとされていたため、母の勧めもあって私が区役所で国民年金の加入手続きを行い、母が国民年金保険料を納付してくれていたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年に20歳になった際、国民年金の加入手続きを行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から60年7月頃に払い出され、同時期、国民年金の加入手続きを行ったことが推認されることから、申立人が20歳に到達した55年に加入手続きを行ったとする申立内容と相違している上、加入時点において、申立期間のうち58年3月以前の期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間は55か月と長期間である上、申立期間の保険料を主に納付していたとする申立人の母は、保険料の納付についての記憶が曖昧であり、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人はC（職種）としての雇用契約には国民年金への加入が条件の一つとされていたと申述するところ、契約先のB事業所は、「C（職種）は、当事業所との委任契約に基づき、D（業務）を行うものであり、個人事業主として法令で定められた国民年金等への加入手続き、確定申告などは各自で行う必要があるが、国民年金等へ加入することを委任契約上の条件としていることはない。」と回答している。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年9月までの期間、57年4月から58年3月までの期間、同年7月から59年9月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年9月から50年9月まで
② 昭和57年4月から58年3月まで
③ 昭和58年7月から59年9月まで
④ 昭和62年1月から同年3月まで

私が20歳になった頃、母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。母は高齢のため保険料納付について具体的なことをはっきり覚えていないが納付しなかったことはないはずだと言っている。

また、昭和57年から62年分の所得税源泉徴収簿の社会保険料控除額欄に国民年金保険料を毎年納付したと記入されている。申立期間の保険料は納付していたはずなので、年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日及びA市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿の記載から、申立人の国民年金の加入手続きは昭和50年12月頃に行われ、この際、20歳になった46年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したと推認されるところ、この時点では、申立期間①のうち48年9月以前の期間は、時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、特殊台帳及び同市の保管する国民年金保険料検認カードにおいて、申立期間①は未納とされている上、申立期間①直後の昭和50年10

月から52年3月までの保険料が同年12月6日に一括で過年度納付されており、この時点を目準にすると、申立期間①は時効により保険料を納付することはできなかつた事情がうかがえる。

さらに、申立期間①は49か月と長期間である上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②、③及び④については、昭和57年4月から62年3月までに複数回かつ長期間であり、特殊台帳及び上記検認カードにおいて未納とされている上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻も未納である。

また、上記検認カードに、申立期間③直後の昭和59年10月から61年3月までの過年度納付書が同年11月11日に交付されたこと、及び同期間の保険料が昭和61年度中に過年度納付されていることが記入されていることから、申立期間②及び③は、当該過年度納付を行った時点で、時効により保険料を納付することができなかつた残余の未納期間と推認される。

さらに、申立人から、昭和57年分から62年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿が提出されているところ、各源泉徴収簿の申告分の社会保険料控除額は該当年度の保険料額（60年から62年は夫婦二人分の額）が記載されており、源泉徴収簿の記載対象期間と異なる上、上記検認カードの申立人の納付状況と一致する保険料控除額の記載が全く無いことを考慮すると、申立人が申立期間②、③及び④の保険料を納付していたことを示す資料として採用することはできない。

加えて、申立期間②、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間において、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母は、納付方法、納付金額等の具体的な記憶が不鮮明なため、申立期間の納付状況が不明である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から60年3月まで
私は20歳の頃、親に勧められて国民年金に加入し、毎月1万円ぐらいの国民年金保険料を銀行で納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年9月6日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることから、申立人の国民年金の加入手続は同日以降であることが推認でき、この時点で、申立期間のうち58年6月以前の期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料として8,000円から9,000円を1か月ごとの納付書で銀行から納付していたと主張しているところ、申立期間に係る保険料は3,770円から6,220円である上、A市は四半期（3か月分）ごとの納付書から1か月ごとの納付書に変更されたのは昭和60年4月からであると回答しており、申立人の主張する保険料の納付状況とは相違している。

加えて、申立期間は53か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3424

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月から63年6月まで

私は、昭和62年9月にA社を退職後、しばらく国民年金に加入せずにいたところ、親から国民年金の加入手続をするように言われたのでB市役所で加入手続を行い、同年9月以降の国民年金保険料の未納分をまとめて数万円納付した。その後、同市役所で何回も国民年金の納付記録に漏れが無いことを確認しているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年3月28日に社会保険事務所(当時)からC市へ払い出されており、同市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿において「手帳発行 2年8月13日」と記録されていることから、申立人の国民年金の加入手続は同日に行われたと推認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、上記被保険者名簿において申立期間直後の昭和63年7月から同年11月までの期間及び平成2年3月の納付書を送付した記載はあるが、申立期間に係る納付書を送付した記載は無い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び納付金額の記憶が不鮮明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から63年12月まで

私は、申立期間当時大学生であり、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には関与していないが、当時、親から「20歳を少し過ぎてから加入手続を行い、遅れた分も遡って納付した。」と聞いていたので、20歳から漏れなく保険料を納付している。当時親と同居していた兄弟3人分の保険料も母が納付しているはずなので、申立期間の保険料納付について確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号の前後の番号の20歳到達者の記録から、申立人の国民年金の加入手続は平成2年9月頃に行われ、この際、申立人が20歳になった昭和55年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認され、加入手続を行った平成2年9月を基準にすると、申立期間の大半である昭和55年7月から63年7月までは、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったと述べている上、申立人の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の母の記憶は不鮮明なため、申立期間の加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は102か月と長期間である上、申立期間の保険料を納

付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から63年6月まで

私は、昭和54年4月から仕事を始め、親に勧められて国民年金の加入手続を行った。家族全員の国民年金保険料、税金等は、父が納税組合を通じて納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年11月15日に社会保険事務所（当時）からA郡B町（現在は、C市）に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の国民年金被保険者の資格及び納付記録から、申立人の国民年金の加入手続は3年4月に行われ、この際、強制被保険者となる昭和54年4月1日に遡って被保険者資格を取得したことが推認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父及び申立人の兄は、既に亡くなっているため、申立期間に係る加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は111か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに

申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から60年3月まで

私は、昭和57年2月20日にA社を夫と一緒に退職し、その後、義父が経営していたB社で、義父及び夫と一緒に自営業を始めた。その際、義父から国民年金の加入の重要性を指摘されたので、同年2月末又は同年3月に夫と一緒にC区のD出張所（当時）に国民年金の加入手続きに行き、それ以降の国民年金保険料は夫婦共に納付しているはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年5月25日に社会保険事務所（当時）からC区に払い出されており、その手帳記号番号の前後の被保険者の資格及び納付記録から、申立人の国民年金の加入手続きは同年6月頃に行われ、この際、厚生年金保険の資格を喪失した57年2月21日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認でき、加入手続きが行われた62年6月の時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は38か月と長期間である上、一緒に加入手続きを行い、保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間のうち、昭和57年2月から59年12月まで未納である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3428

第1 委員会の結論

申立人の平成17年6月から19年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月から 19 年 9 月まで

私は、国民年金の加入手続を行ったときのことをよく覚えていないが、国民年金保険料は、加入したときからA（地名）、B市、C市に所在したコンビニエンスストアで納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間直前の平成17年5月の国民年金保険料を18年10月16日に過年度納付し、申立期間直後の19年10月から21年6月までの保険料を同年11月27日に一括で過年度納付していることから、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができなかった事情がうかがえる。

また、申立期間は28か月と長期間であり、申立人は、申立期間に係る保険料納付の記憶が不鮮明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であることから、基礎年金番号に統合されていない記録が生ずる可能性は極めて低いほか、14年4月に保険料収納事務が国に一元化されており、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると記録の過誤は考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年6月まで

私の国民年金は、父が加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。昭和44年4月に結婚するとき、父から老後のため、忘れずに納付するように念を押されており、結婚後は元妻が夫婦二人分の保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳において、申立期間直前の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を44年4月にそれまで居住していたA県で前納していること、及び当初45年4月から48年3月まで未納とされていたが、申立期間直後の46年7月から48年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間は当該過年度納付を行った時点では、時効により保険料を納付することができなかつた事情がうかがえる。

また、申立人の保険料を一緒に納付したとする申立人の元妻の国民年金の加入手続きは、その元妻の前後の任意加入者の資格取得日から昭和51年5月頃に行われたものと推認でき、オンライン記録により、申立期間は未納とされていることが確認できる。

さらに、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の元妻の所在が確認できないため、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3430

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、法律改正により学生が国民年金の強制加入となったことから、国民年金の加入手続を行い、大学卒業後の就職して間もない平成4年5月か6月頃に督促状が送られてきて、一人暮らしで厳しい生活状況だったが食費を切り詰めて国民年金保険料を納付した。金額は覚えていないが銀行から振り込んだはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、就職後の平成4年5月以降に国民年金保険料の督促状が届いたことから申立期間の保険料を納付したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳の基礎年金番号は、同年4月1日に資格取得した厚生年金保険の被保険者記号番号であり、同日以降、基礎年金番号が導入された9年1月1日まで国民年金の加入手続が行われた事情はうかがえない。

また、オンライン記録によれば、申立期間に係る国民年金の被保険者資格は平成13年6月14日に追加処理されていることから、申立人は同日まで国民年金に未加入の期間である上、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は国民年金の加入手続を行った時期及び年金手帳の交付についての記憶は曖昧な上、申立期間の保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月から53年3月まで
② 昭和53年4月から同年6月まで

私は、A市に転居後に国民年金の住所変更手続を行った際、窓口の担当者に過去の未納分の国民年金保険料を特例納付できると勧められたため、申立期間を含めて数回に分けてB郵便局で保険料を納付しているはずであり、申立期間①について未納とされていることは納得できない。

また、申立期間②については、この期間の保険料を納付した領収証書を所持しており、保険料の還付を受けた覚えは無いので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A市で申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和55年6月頃であり、同時点で、申立期間①の国民年金保険料は第3回特例納付により納付することは可能であるが、申立人は、申立期間①に係る保険料の納付時期及び保険料額についての記憶が定かでなく、具体的な申述は得られない。

また、申立人は、保険料が還付された期間を含む昭和53年4月から55年3月までの期間の保険料を複数回に分けて過年度納付した領収証書を所持しているが、その納付日はいずれも第3回特例納付実施期間後であり、当該領収証書により、申立人が申立期間①の保険料を特例納付していたとは推認できない。

さらに、申立人の特殊台帳及びA市の被保険者名簿には特例納付をう

かがわせる記載は見当たらない上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人は申立期間②の保険料を納付した領収証書を所持しているが、その納付日は昭和 55 年 8 月 4 日であり、同時点において申立期間②の保険料の徴収権は時効により消滅していることから、申立期間②の保険料が還付決定されたことについて不合理な点は見当たらない。

また、申立人の当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が作成した還付整理簿により、申立期間の保険料は、昭和 55 年 9 月 30 日に還付が決定され、同年 12 月 24 日に支払済みであることが確認でき、記載されている住所、氏名、還付金額及び還付事由等に誤りはなく、当該記載内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人の特殊台帳には、備考欄に申立期間②の保険料が時効後に納付されたため還付した旨の記載が有り、還付期間、還付金額及び還付決定年月が還付整理簿と同様に記載されている上、A 市の被保険者名簿にも申立期間の保険料が還付された旨の記載があることから、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても還付された記憶が無いというほかに保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月

私は、申立期間の国民年金保険料については、勤務していた会社を退社したことにより企業年金の加入に空白期間が発生し、一時的に国民年金への加入が必要となることを認識しており、国民年金の加入によるコスト負担を軽減するために、入社時期の調整をわざわざ行った経緯があるため、申立期間の国民年金保険料の納付を失念することはあり得ず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後に、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した約1か月後に「未加入期間国年適用勧奨」が送付され、この勧奨に基づき、申立人が国民年金の加入手続を行ったことは推認できるが、申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、別の国民年金手帳記号番号及び基礎年金番号の払い出しの可能性について、オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、いずれも申立人に対して別の番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、基礎年金番号に基づいて、保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3433

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から47年3月まで

私は、昭和45年8月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し、未納として残っていた期間の保険料は母が納付又は特例納付したはずであり、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年8月に国民年金の加入手続を行い、申立人自身で国民年金保険料を納付し、未納として残っていた期間の保険料は申立人の母が納付又は特例納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は50年4月以降に払い出されていることから、申立人の申述している加入手続時期とは相違している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付又は特例納付することはできない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3434

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から51年3月まで

私は、昭和46年7月頃に国民年金の加入手続を行い、納付書が郵送されてきたので同年7月からは毎月500円ぐらいの国民年金保険料を、49年頃からは毎月1,000円ぐらいの保険料を納付して、納付書に受領印を押しもらったことを記憶している。

年金事務所からは、年金手帳が作成されたのが昭和52年7月以降であり、過年度納付が可能な期間は2年であるとの説明を受けたが、それより以前から保険料を納付しており申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年7月1日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年8月に行われたと推認され、この時点では、50年6月以前の期間は時効により、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和52年7月以前から保険料を納付していたと主張しているが、申立期間は67か月と長期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料を両親から渡され納付したとしているが、両親は既に亡くなっているため、申立期間当時の状況を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月及び同年6月
私の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に記載があるように、申立期間の国民年金被保険者の資格取得の手続をきちんと行い、国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録が記載されているが、オンライン記録において、申立期間に係る「第1号・第3号被保険者資格取得勸奨」が平成11年7月22日に作成されているところ、その勸奨に基づく国民年金の被保険者資格の取得が行われておらず、13年2月に「未加入期間国年適用勸奨」の最終勸奨が行われ、その後、申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失の記録が確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、年金記録事務における事務処理の機械化がより促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの期間及び13年4月から16年9月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月から12年3月まで
② 平成13年4月から16年9月まで

私は、平成9年以降、毎年国民年金保険料の免除申請をしていたのに、申立期間①及び②については未納とされているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料の免除申請を行っていたと主張しているところ、オンライン記録により、平成9年度及び10年度については、申立人及びその妻は申請免除期間であるが、申立期間①及び②については申立人の妻も申請免除期間ではなく未納期間であることが確認できる。

また、オンライン記録の免除記録欄には平成9年度は同年5月14日に、10年度は同年5月11日に、12年度は同年5月31日に申立人が免除申請を行った記録があるが、申立期間①及び②については免除申請を行った記録は無く、免除申請が却下となった記録も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人は毎年免除申請を行っていたとしているが、通常、行政が4年間連続して同一申立人の免除申請の事務処理を誤ることは考え難い上、免除申請が行われていたことを推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3437

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から平成元年3月まで

私は、申立期間当時大学生であり、母から「20歳になったから、親の義務として就職するまでは国民年金保険料を納付してあげるが、これは国民の義務だから、就職したら自分で納付するように。」と言われ続けてきた。

私はA社を退職した際に受け取った年金手帳しか手元がないが、保険料を納付していた証拠として一緒に納付していた弟の年金記録が現存すること、及び実際に納付していた母の「確かに納付し続けていた。」との証言があり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録において申立期間に国民年金に加入した記録が無く、国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母は、申立人と申立人の弟の保険料を一緒に納付していたと申述しているところ、申立人の弟は、申立期間は20歳前の期間であり、その弟が20歳になった時点では、申立人は厚生年金保険の被保険者であることから一緒に保険料を納付することはできない上、申立人の弟は、オンライン記録において22歳になった平成3年4月から保険料を納付していることが確認できるが、これは、同年4月からの国民年金の制度改正により、学生であっても20

歳から強制加入となった時期と一致する。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 から 63 年 9 月 まで

私は会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、私の母が送付された過年度分の納付書を使ってまとめて納付してくれたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及び申立人の手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、平成2年12月頃と推認でき、同時点で申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、オンライン記録により、申立人は、平成2年12月頃に加入手続を行った後、同時点で納付することが可能な昭和63年10月からの保険料を過年度納付していることが確認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母は、申立期間の保険料額、納付時期について覚えておらず、納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年10月まで

私は、昭和38年頃にA区に所在するB事業所に勤務していたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、一緒に住み込みで勤務していた従兄弟から国民年金の加入と国民年金保険料の納付の話聞いて、私自身も国民年金に加入して保険料を納付していた。申立期間が未加入とされていることは納付できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和38年*月に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から、45年4月頃に申立人の妻と連番で払い出され、同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、申立人の主張と相違する上、払出以前の申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は保険料をC（地名）に所在していたA区役所D出張所で納付したと主張しているが、A区は、「申立期間当時、出張所では保険料の収納はできなかった。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3440（事案 1575 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年1月まで

私は、昭和60年頃、妹が国民年金の未納期間を遡って納付したと聞き、老後少しでも年金が多くもらえるよう、私も未納期間の国民年金保険料をA市役所で納付した。領収書は紛失してしまったが、確かに納付したので未納期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和60年頃にA市役所において、申立期間の国民年金保険料を特例納付したと主張しているところ、A市の被保険者名簿により同年10月15日に申立人がA市において住所変更の手続きを行っていることが確認できるが、同時期は第3回特例納付実施期間以降であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、39年3月頃に夫婦連番で払い出されており、その直前の申立期間については申立人の夫が厚生年金保険に加入していることから、申立人は国民年金の任意加入対象者であり、任意未加入期間となっている申立期間については、制度上、特例納付はできないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成21年8月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てをしているが、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す新たな資料の提出はない上、納付していたことを示す新たな事情も見当たらず、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があるとは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情は認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から36年10月1日まで

私は、A社（現在は、B社）C支店から同社D支店へ異動し、同社D支店で厚生年金保険被保険者の資格を昭和35年9月1日に取得しているが、資格取得時から36年9月までの標準報酬月額が1万4,000円とされており、その直前の2万4,000円から大幅に下がっている。提出した従業員票に記載されているとおり、申立期間において特に給与の減額は無く、事務手続上の誤りとしか考えられないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された従業員票により、申立期間において本俸が減額されていないことは確認できるが、申立人は、「給与は、本俸と資格給の合計額であった。」と供述しているところ、当該従業員票には、申立期間における資格給は記載されておらず、資格給を含めた申立人の給与支給総額を確認することはできない。

また、B社は、「申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料は保管されていない。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額を確認することはできない。

さらに、A社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している被保険者3名の標準報酬月額の推移をみると、2名は資格取得時と翌年の定時決定時における標準報酬月額が一致しているが、1名は翌年の定時決定時に大幅に上

昇していることから、申立人のみが特殊な取扱いを受けたことはいかがえない上、当該名簿に遡及訂正等の不適切な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月5日から同年4月26日まで
② 昭和29年7月1日から35年4月1日まで
③ 昭和35年10月1日から同年11月29日まで
④ 昭和35年11月29日から36年8月7日まで
⑤ 昭和36年9月1日から39年5月21日まで

私は、昭和35年支給（申立期間①及び②）の脱退手当金については、A社を退職後、半年で厚生年金保険を再加入している上、親から年金は大事だからと言われていたことから、脱退手当金を受け取っていない。また、昭和39年支給（申立期間③、④及び⑤）の脱退手当金については、私は脱退手当金の手続をしたとされるB社の社会保険担当者であり、脱退手当金の手続をするはずがない。申立期間の被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②に係る脱退手当金については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されている上、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和35年8月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、上記被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後おおむね2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者20名の支給記録を調査したところ、13名について支給記録が確認でき、うち10名は資格喪失日から6か月以内

に支給決定されているところ、元同僚は「会社が代行してやってくれた。」と証言している上、支給決定当時は、通算年金制度創設前であることを踏まえると、事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間③、④及び⑤に係る脱退手当金については、当時の事業主が「脱退手当金の代理請求を行っていた。」と供述しており、申立人を含め脱退手当金を支給していることになっている4名の被保険者資格喪失日から支給決定までの期間は、申立人を含む3名は3か月半以内であることから、事業主による代理請求の可能性のあるものと考えられる。

また、当該脱退手当金は、前回の脱退手当金支給決定後に新たに払い出された被保険者台帳記号番号で管理された3か所の事業所に係る厚生年金保険被保険者期間（1か月、9か月、32か月）全てを支給計算の基礎としており、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和39年9月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3366

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
② 昭和 36 年 7 月 31 日から 39 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 2 月 28 日まで
④ 昭和 40 年 5 月 31 日から同年 12 月 26 日まで
⑤ 昭和 41 年 6 月 13 日から同年 12 月 21 日まで
⑥ 昭和 42 年 5 月 9 日から 43 年 2 月 22 日まで

私は、ねんきん特別便が届き内容を確認したところ、脱退手当金の支給日が昭和 44 年 7 月 15 日と記載されていたが、当該年月日は出産のため入院中であり、脱退手当金を受けることはできないので社会保険事務所(当時)の記録は間違っているのではないかと感じている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記載されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いことから、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金の支給決定は、資格喪失から約 1 年 5 か月後であり、脱退手当金を請求する場合、その請求以前の厚生年金保険被保険者期間の全てを対象として請求するものとされているところ、昭和 41 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日までの A 社に係る期間が脱退手当金の支給対象期間となっていないが、同期間は 1 か月と短く、申立期間の厚生年金保険被保険者手帳番号とは別番号である上、申立人は「平成 8 年 4 月に B 社会保険事務

所（当時）で初めてA社で厚生年金保険に加入していたことを知った。」と供述していることから、同期間の請求を失念したことも考えられる。

さらに、申立人に聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 5 月 12 日から 28 年 1 月頃まで

私は、昭和 21 年 5 月に、戦地から復員し、現在の A 市 B 区 C にあった D 事業所（本社）に就職し、22 年 5 月に同事業所 E 出張所が F 区 G に新設された際に転勤となった。同事業所本社在勤のときは厚生年金保険に加入していたが、転勤と同時に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。同事業所 E 出張所に転勤後も引き続き同事業所に勤務しており、被保険者資格を喪失するとは考えられない。何らかの手続上の間違いがあったのではないかと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、D 事業所 E 出張所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立期間前の D 事業所及び後職の H 社の被保険者記録は確認できたが、申立期間の被保険者記録は無い上、申立人が D 事業所から同事業所 E 出張所に一緒に転勤したとする複数の元同僚についても、旧台帳において申立期間前の D 事業所の被保険者記録は確認できるが、申立期間の被保険者記録は確認できない。

さらに、D 事業所は、昭和 24 年 10 月 14 日に解散し、その資産を承継した I 事業所（28 年設立）に至るまでの間に組織が枝分かれしている経緯があることから、念のため、枝分かれして厚生年金保険の適用事業所となっている組織の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間に申立人の氏名は確認できない。

加えて、I 事業所では、「人事記録等は引き継いでおらず、申立人の厚生

年金保険の加入状況については不明である。」と回答している上、申立人が供述している当時の同僚は姓のみの記憶であるため、個人を特定できないことから、D事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者資格を有する複数の元同僚に照会し、回答が得られた二人のうち、一人は申立人を覚えていたが、「D事業所E出張所については分からない。」と証言していることから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月 15 日から 41 年 7 月 18 日まで
私は、昭和 40 年 6 月から 41 年 7 月まで A 社に臨時工として勤務していた。勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 40 年 6 月 19 日から 41 年 7 月 9 日まで、雇用形態は不明であるものの、A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所の元同僚は、「昭和 39 年 10 月から 48 年 2 月まで働いたが、40 年 8 月までの 10 か月間は臨時工で、その間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述している上、臨時工として当該事業所で勤務したほかの元同僚は、「A 社に 1 年以上勤務したが、臨時工だったので厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

また、当該事業所は、「当社が保管する労働者名簿等に申立人の氏名は無い。そのほかに賃金台帳等の資料は残っておらず、申立てどおりの被保険者資格取得届を提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である。申立人が雇用保険にのみ加入しているのであれば、正社員ではなく、臨時工又は短時間労働者だった可能性がある。」と供述している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3369

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月から 43 年 4 月まで

私は、昭和 32 年 5 月から 43 年 4 月まで、正式な名称は覚えていないが、A 区 B 又は C にあった D 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できないので記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A 区 B 又は C に所在する D 事業所及びそれに類似する名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は元同僚を記憶しておらず、唯一氏名を挙げている事業主についても、個人を特定することはできず、申立人の申立期間当時の勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間中の昭和 37 年頃に国民年金の加入手続を行い、20 歳になった 36 年*月*日に遡って強制で被保険者資格を取得しているところ、37 年 4 月から 39 年 12 月まで国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3370

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から63年11月1日まで
② 昭和63年12月25日から平成3年8月26日まで

私は、A社に勤務していた昭和61年4月から平成3年8月26日までの期間のうち、厚生年金保険の加入期間が昭和63年11月1日から63年12月25日までの期間しかないことは納得できないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「昭和61年4月から平成3年8月26日までA社に勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人が元同僚として氏名を挙げた11名のうち、所在の確認できた4名に照会したが、申立人の勤務期間について具体的な証言を得ることはできない。

また、オンライン記録によると、上記11名のうち2名は、当該事業所のオンライン記録において氏名を確認できない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主も死亡しており、申立期間当時の賃金台帳及び源泉徴収簿等の所在は不明であり、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間①及び②において国民年金に加入しているところ、申立期間①及び②に挟まれた昭和63年11月1日から同年12月25日までの厚生年金保険の加入記録は、平成6年7月12日に名寄せにより追加されたものであり、それまでは、同期間を含め連続した国民年金加入期間として扱われ、申立期間①のうち昭和63年4月から同年10月までの期間及び申立期間②のうち同年12月から平成2年

3月までの期間は全額申請免除となっている上、申立期間①のうち昭和61年4月から63年3月までの期間及び申立期間②のうち平成2年4月以降は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

その上、A社のオンライン記録において、申立期間①及び②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から同年10月1日まで

私は、A社に勤務した当初の平成4年6月から同年9月までの期間の標準報酬月額が28万円となっているが、報酬月額は入社時から退職時まで同じ38万円であったので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳におけるA社からの給与振込額の記録により、申立人は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）に届けられた標準報酬月額に見合う報酬月額より高い報酬月額が支払われていたことは推認できるものの、当該資料は申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを裏付ける資料とはいえない上、同社は、B厚生年金基金に加入しているところ、同基金から提出された基金異動記録により、申立人の加入時の標準報酬月額は28万円であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等関係資料は既に廃棄している。」と回答している上、当時の同僚からも保険料の控除について具体的な証言を得ることはできず、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料が控除されていたか否かについて確認できない。

さらに、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得時（平成4年6月1日）の標準報酬月額（28万円）は、同年6月9日にオンライン処理されており、記録が訂正されているなどの記録管理の不自然さは認められない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から同年 11 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 35 年 4 月から同年 11 月 23 日まで継続して勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録を見ると同年 11 月 1 日が資格取得日となっており、同年 4 月から同年 11 月 1 日まで、厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「昭和 35 年度臨時工索引名簿」及び「昭和 35 年度本工索引現場別名簿」により、申立人が昭和 35 年 4 月 2 日に臨時工（非正規社員）としてA社に入社し、同年 9 月 21 日付けで本工採用となっていることは確認できる。

しかし、B社は、「当時のことを知る者はおらず、本工採用者の厚生年金保険への加入に係る取扱いについては不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、「昭和 35 年度本工索引現場別名簿」において昭和 30 年代に申立人と同じく本工採用になった、申立人を除く 10 人について本工採用日と厚生年金保険被保険者の資格取得日との関係を調査した結果、両日が一致する者と一致しない者が半々であることから判断すると、当該事業所では必ずしも本工採用日と合わせて厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得するにあたり、厚生年金保険被保険者証を新たな記号番号で取得しており、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の同記号番号での資格取得日は昭和 35 年 11 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3373

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年から 45 年まで
② 昭和 45 年から 50 年 11 月まで

私は、A区BにあったC社とD社に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、C社は平成3年10月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

また、申立人は元同僚の氏名を覚えていないと供述していることから、オンライン記録により、C社が平成3年10月1日に厚生年金保険の適用事業所になった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している8名のうち、所在が確認できた6名に照会したところ、3名から回答を得たが、全員が「申立人は知らない。」と供述しており、申立人の勤務実態について確認できない。

さらに、上記3名のうち1名は、「C社で昭和30年頃から平成10年まで勤務していた。」と供述しているところ、申立期間①当時、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の賃金台帳、源泉徴収票等の関係資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、D社の元事業主の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、D社は平成2年7月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②は適用事業所になる前の期間である。

また、上記元事業主は「当社は、申立期間②当時は厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険に加入したのは平成になってからである。」と回答しているところ、当該元事業主は、申立期間②当時、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる上、「会社関係の資料は既に廃棄しており、何も残っていない。」と回答しており、当該事業所を承継したE社は、「当時の資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 1 日から平成 16 年 11 月 26 日まで
私は、申立期間においてA社の借上げ社宅に住んでいた。家賃約 8 万円のうち、自己負担分として 1 万 3,000 円が給与から控除されており、残額の 6 万 7,000 円は現物給与として標準報酬月額に加算されるべきと考える。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、借上げ社宅に住んでおり、家賃約 8 万円のうち、自己負担分として 1 万 3,000 円が給与から控除されており、残額の 6 万 7,000 円は現物給与として標準報酬月額に加算されるべきであり、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額に相違がある。」と主張しているところ、「現物給与の取扱いについて」（昭和 31 年 8 月 25 日付け保文発第 6425 号厚生省保険局健康保険課長回答）では、「知事の定める額から本人負担分を控除したものを現物給与額とする。」とされており、報酬額に算入することとなっている。

上記健康保険課長回答に基づき、申立人の借上げ社宅の場合、「知事の定める額」とは、B地区標準価額単価に居住畳数（10.5 畳：社宅の賃貸借契約書から）を掛けて算出されることになるので、昭和 63 年 1 月から平成 2 年 4 月までは 1 か月当たり 9,765 円（1 畳当たり単価 930 円）、同年 5 月から 6 年 4 月までは 1 万 605 円／月（単価 1,010 円／畳）及び同年 5 月から 16 年 11 月までは 1 万 5,645 円／月（単価 1,490 円／畳）となる。

また、控除される「本人負担分」とは家賃等本人が会社に対し社宅の対価として支払っていた額を指すが、平成 13 年 4 月以降は毎月 1 万 3,000

円であったことが申立人から提出された給与支払明細書（13年4月、15年6月、同年9月、16年10月及び同年11月分）で確認できる。

これらのことから、厚生年金保険の標準報酬月額の算定上、申立人の申立期間に係る借上げ社宅の現物給与として加算される額は、おおよそ月2,000円から3,000円であったと推認される。

また、当該事業所の経理担当者は、「申立人は、申立期間において会社の社宅に住んでいた。家賃については税法の規定に従い、給与として課税されない範囲内で賃貸料相当額を決めていた。社会保険事務の取扱い上、現物給与として2,000円から3,000円が別に発生するようだが、この分については、標準報酬月額の算定時の社会保険事務所への報告では加算していなかった。」と証言している。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額で認定することになっている。

したがって、申立期間のうち平成13年4月1日から同年5月1日までの期間、15年6月1日から同年7月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間及び16年10月1日から同年11月26日までの期間について、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額は、申立人から提出された給与支払明細書の厚生年金保険料の控除額及び金銭給与に前述の当該社宅の現物給与を合算した報酬月額により算定された標準報酬月額のそれぞれが、オンラインの記録上の標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち昭和63年1月1日から平成13年4月1日までの期間、同年5月1日から15年6月1日までの期間、同年7月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から16年10月1日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3375 (事案 1014 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月1日から3年3月1日まで

私は平成2年2月1日から4年3月末までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が3年3月1日になっていることは納得できない。再審議の上、申立期間の厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成2年4月1日に被保険者資格を取得したのは二人だけであり、その後も、同年9月1日に一人、同年12月1日に二人が資格を取得しているだけで、大半の従業員が厚生年金保険に加入していなかった状況がうかがえること、ii) 元事業主の所在は不明であるため、当時の事情が不明であること、iii) 申立人は平成2年3月1日から4年3月31日までの期間、雇用保険に加入しているが、加入時の事業所はB社であり、当該雇用保険の被保険者であったことは申立人がA社に勤務していたことを示す判断材料とすることはできないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年8月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているところ、新たな調査において元事業主の所在が判明し、元事業主及び元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社は平成2年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間のうち、

同年2月1日から同年3月31日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である上、元事業主に対し申立期間における申立人の厚生年金保険の適用状況等について照会したが、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、当時の関連資料は保存しておらず、入社日や厚生年金保険の適用状況等については不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月から 53 年 6 月まで

私は、昭和 52 年 6 月末に A 事業所（現在は、B 事業所）の C（部門）に D（職種）として採用され、55 年 2 月末に退職するまで正社員として勤務しており、申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 事業所は、「申立人に係る人事記録によれば、申立人は昭和 53 年 7 月 1 日入社となっており、それ以前は記録が無く、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、当該事業所の人事記録に記録された入社日以前に、パートタイマーの D（職種）として勤務していた元同僚は、「申立人は、申立期間においてはパートタイマーの D（職種）であった。」と供述しているところ、当該元同僚は、厚生年金保険被保険者原票において確認できる被保険者資格取得日と入社日は一致しており、パートタイマーとして勤務していた期間については厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、当該事業所において昭和 41 年 3 月から 55 年 4 月までの期間に入社した D（職種）は、申立人を含めて 8 人確認できるが、いずれも人事記録の入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日は一致している。

加えて、人事記録における申立人の入社日、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び雇用保険の資格取得日はいずれも一致している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3377

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 33 年 2 月まで

私は、昭和 32 年 4 月から 33 年 2 月まで A 市に所在する B 社に勤務した。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 32 年 4 月から 33 年 2 月まで B 社に勤務しており、その期間は厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、B 社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得、資格喪失の届出の有無及び厚生年金保険料の控除については、関係書類が保管されていないためいずれも不明である。また、当社に保管されている従業員名簿に申立人の氏名は記載されているが、入社日、退職日等の記載は無く、申立人の勤務実態及び勤務期間は不明である。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を有する 7 名に申立人の勤務実態等を照会し、全員から回答を得たが、そのうち 2 名は「申立人を記憶しているが、勤務期間、厚生年金保険の適用状況等までは不明である。」と回答しており、具体的な証言は得られない。

さらに、当該事業所の上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から同年10月8日まで

A社における私の標準報酬月額の記録は、平成9年7月1日から同年10月8日までは9万2,000円とされているが、この期間、実際には50万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したことを証明する領収証書を所持しているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「納入告知書納付書・領収証書」及びオンライン記録から、A社は、平成9年6月及び同年7月の厚生年金保険料を同年11月14日付けで納付したこと、及び当該保険料は申立人の主張する50万円の標準報酬月額により計算されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は平成9年8月27日付けで同年7月から9万2,000円に引き下げる処理が行われているところ、申立人は、申立期間当時、社会保険関係の事務を担当しており、当該事業所には社会保険料の滞納があった旨回答している上、閉鎖登記簿謄本により、申立人は代表取締役であったことが確認でき、代表取締役であった申立人が当該月額変更の届出に関与せず、社会保険事務所(当時)において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は当該月額変更の届出に関与していたものとするのが自然である。

また、債権差押調書によると、B社会保険事務所(当時)は、同年10月20日付けで当該事業所に係る滞納保険料を徴収するために、財産の差押えを執行しており、当該差押調書に記載された滞納保険料額から、申立人に係る標準報酬月額の変更処理は同年8月以降の保険料額に反映している

ことが推認できる上、当該月額変更の処理に不合理な点は認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。